

九州大学留学生センター日韓共同理工系学部留学生予備教育コース規程

平成16年度九大規程第89号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成27年3月31日
(平成26年度九大規程第208号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則(平成26年度九大規則第92号)第17条第2項の規定に基づき、日韓共同理工系学部留学生予備教育コースに関し必要な事項を定めるものとする。

(コースの目的)

第2条 日韓共同理工系学部留学生予備教育コースは、外国人留学生に対し、日本語教育を中心とする予備教育を行うことを目的とする。

(日本語研修生)

第3条 日韓共同理工系学部留学生予備教育コースの外国人留学生を日本語研修生と称する。

(資格)

第4条 日本語研修生となることができる者は、日韓共同理工系学部留学生事業実施要項(平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定)に規定する日韓共同理工系学部留学生とする。

(許可)

第5条 日本語研修生となることを志願する者が、所要の手續を完了したときは、留学生センター(以下「センター」という。)の長は、留学生センター委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、これを許可する。

(研修期間)

第6条 日韓共同理工系学部留学生予備教育コースの研修期間は、6月とし、その始期は、10月とする。

(教育課程)

第7条 日韓共同理工系学部留学生予備教育コースの教育課程は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育課程の履修等に関し必要な事項は、センターの長が定める。

(修了等)

第8条 総長は、委員会が前条第1項の教育課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、日韓共同理工系学部留学生予備教育コースに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センターの長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第69号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規程第208号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

授業科目	授業時間数
日本文化・日本事情	30
日本語	180～240
物理	30
化学	30
数学（微分積分）	30
数学（線形代数）	30
英語	30
備考：「日本語」の授業時間数については、日本語研修生ごとの習熟度に応じて、180時間から240時間までの範囲内で決定する。	